

船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について

船員派遣事業の許可に係る事業場監査の結果について

平成17年4月から導入された船員派遣事業については、平成27年6月末現在で有効許可事業者数が217となったところであるが、これらの事業者については、許可申請事項及び船員派遣事業の実施状況等を確認するため、許可後3ヶ月経過を目途に、関係地方運輸局等において事業場監査を実施しており、今般、6事業者について事業場監査を実施した。

また、平成20年6月より船員派遣事業許可の更新が行われており、平成27年6月末現在で177の有効許可事業者が許可更新済みとなっているところであるが、これらの事業者に対しては、許可の有効期間（5年）内に最低1回の事業場監査を実施することとしており、今般、20事業者について事業場監査を実施した。

監査を行った26事業者（更新前6・更新済20）のうち、船員派遣を実施していた事業者は16であり、5事業者において15件の不適切事項があったことから、所要の是正指導を行ったところである。

なお、船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練についても同様に、所要の是正指導を行ったところである。

I. 監査実施年月：平成27年1月～平成27年6月

II. 監査実施事業者数：26

III. 監査実施機関：地方運輸局（6局）

IV. 監査結果

1. 事業者の概要

(1) 船員派遣事業以外に兼業している事業

	[事業者数]
ア. 外航海運業	: 6
イ. 内航海運業	: 11
ウ. 船舶管理業	: 9
エ. 船舶代理店業	: 0
オ. その他	: 7
カ. 兼業なし	: 3

(2) 船員派遣の実施状況

	[事業者数]
ア. 船員派遣実施済	: 16
イ. 船員派遣未実施	: 10

(3) 派遣船員等の状況

ア. 派遣船員を含む雇用船員	: 877人
① 派遣船員	: 207人
② 派遣船員以外の雇用船員	: 670人
・ 常用雇用	: 663人
・ 期間雇用	: 7人

- イ. 監査時に乗船中の派遣船員：74人
- ウ. 派遣船員の延べ人数：858人
- エ. 派遣先船舶：実数70隻
【内航：60 外航：10】
- オ. 派遣先船舶の延べ隻数：434隻
- カ. 派遣先企業：47事業者
【国内企業：38、海外企業：9】

2. 船員職業安定法等に基づく是正指導状況

(1) 是正指導を受けた事業者：5事業者

[不適切事項の内容]

- ア. 船員派遣契約書の記載不備：3事業者
- イ. 派遣船員への派遣船員とする旨の明示書無し：1事業者
- ウ. 派遣船員への就業条件の明示書無し：1事業者
- エ. 派遣船員への就業条件明示書の記載不備：4事業者
- オ. 派遣先への派遣船員に関する事項の通知書無し：1事業者
- カ. 派遣先への派遣船員に関する事項の通知書の記載不備：2事業者
- キ. 派遣元管理台帳の一部未作成：1事業者
- ク. 派遣元管理台帳の記載不備：2事業者

3. 船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練の是正指導状況

(1) 是正指導を受けた事業者：5事業者

[不適切事項の内容]

- ア. 派遣先への安全衛生教育に係る実施記録の未通知：5事業者

(参 考)

1. 船員派遣事業等フォローアップ会議の概要

本会議は、船員派遣事業制度の導入に当たり、「船員派遣制度等については、施行の状況を勘案して、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であり、そのため官労使によるフォローアップの場を設ける。」とされたことを受け、平成17年7月に設置されたものである。

2. 委員等名簿（平成27年7月31日現在、敬称略、50音順）

座 長：小 塚 莊一郎	学習院大学教授
原 昌 登	成蹊大学教授

（労働者側）

池 谷 義 之	全日本海員組合 国際局長
高 橋 健 二	全日本海員組合 水産局長
立 川 博 行	全日本海員組合 政策局長
平 岡 英 彦	全日本海員組合 国内局長

（使用者側）

岩 瀬 恵一郎	（一社）日本旅客船協会 労海務部長
上 窪 良 和	前 日本内航海運組合総連合会 船員対策委員長
木 上 正 士	（一社）大日本水産会 事業部長
田 中 俊 弘	（一社）日本船主協会 常務理事

（国土交通省）

鈴 木 英 実	海事局安全政策課 首席運航労務監理官
高 田 陽 介	海事局 船員政策課長

（事務局）

海事局船員政策課雇用対策室